

根室市新型インフルエンザ等対策行動計画

《概要版》

令和8年2月

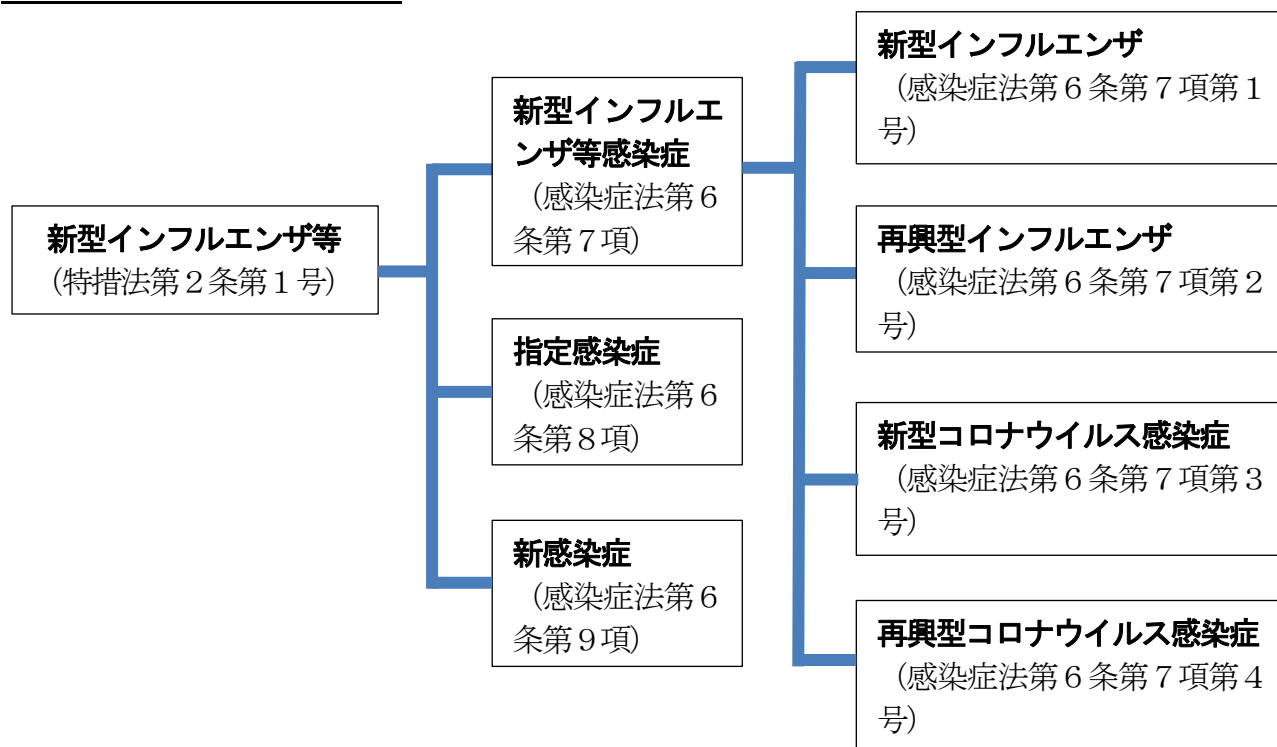
根 室 市

1 はじめに

1. 市行動計画の目的

- ◎ 市では、これまでも、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）や「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）及び政府行動計画に基づき作成された「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）の考え方や基準を踏まえ、「根室市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定するなど、新型インフルエンザ等に関する取り組みを進めてきました。
- ◎ 今般、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、法改正を踏まえ、令和 6 年 7 月に政府行動計画の抜本的な改定を行いました。
- ◎ 北海道は、この政府行動計画を踏まえながら、各種計画との整合性を図りつつ、令和 7 年 3 月に道行動計画を策定しました。
- ◎ 市においても、特措法や政府行動計画及び道行動計画の内容を踏まえ、今後確実に発生が見込まれる感染症危機に備え、平時からの準備と、有事における迅速かつ着実に必要な対策を実施していくため、新たな市行動計画を策定します。

2. 対象とする感染症



※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

3. 見直し

- ◎ 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通して、必要に応じ見直しを行います。また、政府行動計画及び道行動計画の見直しがあった場合には、必要な変更を行います。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- ◎ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能です。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、市民生活及び市民経済活動にも大きな影響を与えかねないものであり、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて、国及び道と連携のもと、次の2点を主たる目的として対策を講じます。

「対策の目的及び基本的な戦略」

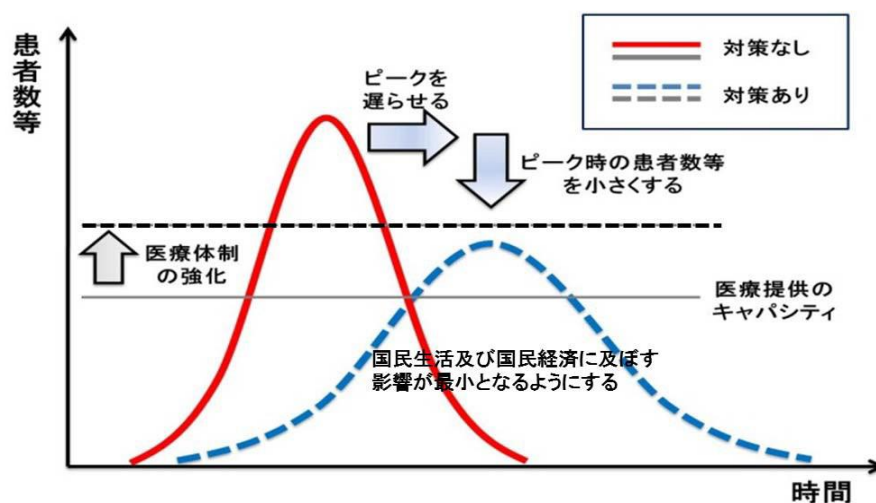
●感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑制し、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

●市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済活動への影響を軽減します。
- ・市民生活及び市民経済の安定を確保します。
- ・市内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2. 対策の効果 概念図



III 対策推進のための役割分担

関係機関等	役割
国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての万全の態勢を整備する責務 ・定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める ・発生時には、政府対策本部の下で「基本的な対処方針」を決定し、対策を強力に推進 ・感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域医療提供体制の確保やまん延防止に努める
根室市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に最も近い行政単位として、市民に対するワクチン接種や、生活支援、発生時の要援護者への支援対策等を「基本的な対処方針」に基づき実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前より道と医療措置協定の締結、院内感染対策や必要となる感染症対策物資等の確保等の推進 ・発生時には医療提供体制確保のため、医療措置協定に基づき医療の提供等を実施
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の実施や、発生時には、感染拡大防止の観点から一部事業の縮小
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時にとるべき行動などの知識を得るとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の個人レベルでの感染対策の実践と発生時に備えた食料品・生活必需品等の備蓄

IV 市行動計画における対策項目等

(1) 実施体制

- 国及び道が対策本部を設置した場合、市対策本部を設置

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 道や関係団体と連携し、市民が適切に判断・行動できるよう情報提供・共有等を行う

(3) まん延防止

- 道が行うまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置への協力

(4) ワクチン

- 医療機関や事業者、関係団体等と連携し、接種の具体的な体制や実施方法の準備

(5) 保健

- 道が感染症有事体制に移行するにあたっては、地域全体で感染症危機に備える体制を構築

(6) 物資

- 必要な感染症対策物資等の備蓄

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 市民生活及び市民経済への影響に対し、適切な支援を検討

V 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

準備期

初動期

新型インフルエンザ等が発生していない状態

新型インフルエンザ等が発生又はその疑いがある状態

対策の考え方	・発生に備えた事前の準備を周到に行う	・国内外での発生又はその疑いに備え、初動対応の体制に切り替える
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 市行動計画の作成や体制整備・強化 国及び地方公共団体等の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置 必要な人員体制の強化 迅速な対策の実施に必要な予算の確保
(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有 リスクコミュニケーションができる体制整備 相談受付等の実施 コールセンター等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションの体制強化 相談受付等の実施 コールセンターの設置
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策（マスク着用等）の普及 平時から道及び医療関係団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画に基づく対応の準備
(4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築・確保 ワクチンの接種に必要な資材の確保
(5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> 保健所との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 有事体制への移行準備
(6) 物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備 物資及び資材の備蓄 生活支援を要する者への支援等の準備 火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続に向けた準備等の要請 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け 遺体の火葬・安置

対 応 期

新型インフルエンザ等の
発生の初期段階又は感染拡大
した状態

<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大のスピードをできる限り抑える ・ 状況により臨機応変に対処・ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて柔軟かつ機動的に対策を切替える
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の派遣・応援への対応 ・ 必要な財政上の措置 ・ 道が行う総合調整に対して、必要に応じて意見を申し出る ・ 緊急事態宣言がなされた場合は、市対策本部を設置 ・ 緊急事態解除宣言がなされたときは、市対策本部を廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーションの体制強化 ・ 相談受付の実施 ・ コールセンターの継続
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道からの要請により、事業者や市民への周知などに協力
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種体制の構築・実施 ・ 接種に関する情報提供・共有 ・ 接種記録の管理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 有事体制への移行 ・ 準備期において準備した資材について確保 ・ 道からの要請により、健康観察や生活支援に協力 ・ 道と連携し、理解しやすい内容や方法で周知・広報等を行う
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
<ul style="list-style-type: none"> ・ まん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講じる ・ 生活支援を要する者への支援 ・ 教育及び学びの継続に関する支援 ・ 生活関連物資等の価格の安定等の措置を講じる ・ 道、国からの要請により埋葬・火葬業務体制の確保 ・ 社会経済活動の安定の確保